

令和 3 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和 5 年 3 月

環境省 水・大気環境局 水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳	40
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	41
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	43
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等	44
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	45
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	46
参考	平成 30 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	47

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和 3 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場において特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設を設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設を設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表 1 に示す。令和 4 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 253,164（254,658）（括弧内数値は令和 3 年 3 月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,045（3,148）、合計で 256,209（257,806）であり、令和 3 年 3 月末時点と比較すると、特定事業場数は 1,597 件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 5（5）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

30,018 (30,551) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,472 (3,642) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,193 (10,503) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,875 (3,811) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、17,540 (17,956) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は 3,962 (3,873) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は 456 (444) であった。令和 4 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 4 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,650 (1,734) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 661 (657) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はいずれも 66 (66)、234 (768) であり、これらを合計した事業場の総計は 1,950 (2,568) であった。

なお、これら 1,650 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 8、八郎湖 18、霞ヶ浦 365、印旛沼 182、手賀沼 79、諏訪湖 61、野尻湖 0、琵琶湖 581、中海 87、宍道湖 99、児島湖 170 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 189,730 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 189,730 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の規模の小さい事業場数は 171,439 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占める。

特定事業場の業種別内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為の構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

令和3年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は5,913件、法第5条第2項に係る届出数は2件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は292件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は259件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,704件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている（法第 23 条第 3 項）。

令和 3 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

令和 3 年度における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 14 件で、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。また、第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 5,968 件であり、公共用水域関係では 5,233 件、地下水関係では 735 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

令和 3 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 26,096 件、夜間立入が 436 件で立入件数は計 26,532 件であった。なお、26,532 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 2,712 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

令和３年度における排水基準違反の件数は２事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが０件で、海上保安庁の調査によるものは２件であった。

なお、違反業種・施設名は、その他無機化学工業製品製造業、酸・アルカリ表面処理施設が各１件であり、違反項目は、亜鉛含有量が２件で、浮遊物質量（SS）、砒素、硝酸性窒素等がそれぞれ１件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第１４条の２第１項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第１４条の２第２項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第１４条の２第３項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第１４条の２第４項）。

令和３年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表９に示す。法第１４条の２第１項に係る届出数は２２１件（内訳：公共用水域関係２１４件、地下水関係７件）であり、法第１４条の２第２項に係る届出数は２１件（内訳：公共用水域関係１２件、地下水関係９件）であり、法第１４条の２第３項に係る届出数は２１８件（内訳：公共用水域関係１６４件、地下水関係５４件）であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第１８条）、令和３年度に発動された緊急時の措置命令は０件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第 14 条の 8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村(生活排水対策推進市町村)は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている(法第 14 条の 9)。

令和 3 年度における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和 4 年 3 月末現在、209 地域(41 都府県 333 市町村)で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海(指定水域)において、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場(指定地域内事業場)については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている(法第 12 条の 2)。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第 8 条の 2)。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる(法第 13 条第 3 項)。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている(法第 14 条第 3 項)。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない(法第 14 条第 2 項)、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる(法第 33 条)。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11、表 12 に示す。令和 4 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 9,562 であり、令和 3 年 3 月末時点(9,565)と比較すると事業場数はほぼ同水準であった。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,325 (約 14%)、伊勢湾 3,076 (約 32%)、瀬戸内海 5,161 (約 54%) であった。また、

法第 14 条第 3 項に係る届出数は 427 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令も 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 43 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 13 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 14 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 268 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 433 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）であって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 13）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等しようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 14）。

令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月における自然海浜保全地区の指定は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、令和 3 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

令和 3 年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、表 15 に示すように 265 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 210 件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第 15 条及び第 16 条）は 0 件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第 2 項）も 0 件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第 8 条）の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法第 20 条第 2 項）。

令和 3 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 98 件、口頭による指導が 70 件で、内容は処理施設の改善が 45 件、排水の一時停止が 0 件、その他が 128 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導も 0 件であった。

表 1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模					水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)	
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数	②うち有害物質 使用特定事業場		③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数	④うち有害物質 使用特定事業場			
A 令和4年3月末現在		256,209 (5)	30,018	3,472 (2)	222,316	10,193 (3)	3,875			
	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	253,164 (5)	27,197	2,945 (2)	222,092	10,164 (3)	3,875			
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,045	2,821	527	224	29				
B 令和3年3月末現在		257,806 (5)	30,551	3,642 (2)	223,444	10,503 (3)	3,811			
	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	254,658 (5)	27,627	3,105 (2)	223,220	10,475 (3)	3,811			
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	3,148	2,924	537	224	28				
対前年比 A／B		(99%)	(98%)	(95%)	(99%)	(97%)	(102%)			
	水 質 汚 濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(98%)	(95%)	(99%)	(97%)	(102%)			
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	(97%)	(96%)	(98%)	(100%)	(104%)				

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表２ 都道府県・政令市別特定事業場数（１）

			水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場					
			特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場						
			総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち 有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち 有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の 数	総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,282	1,233	37			3,941	114		108	133	20					
2	青森県	3,770	363	21			3,405	45		2	7	1					
3	岩手県	4,654	547	41			4,100	97		7	37	4					
4	宮城県	4,116	457	50			3,650	113		9	33	9					
5	秋田県	2,746	500	34			2,246	69	(1)		16	2					
6	山形県	2,792	432	55			2,359	130		1	38	1					
7	福島県	5,353	647	77			4,706	143			52	3					
8	茨城県	7,243	781	126			6,449	201		13	145	14					
9	栃木県	7,446	994	71			6,452	168			74	4					
10	群馬県	2,869	577	58			2,276	92		16	39	2					
11	埼玉県	5,549	551	73			4,978	454		20	134	8					
12	千葉県	7,666	751	69			6,895	160		20	97	10					
13	東京都	2,442	86	11			1,329	279		1,027	142	22					
14	神奈川県	3,298	231	37			3,054	110		13	54	2					
15	新潟県	5,350	615	60			4,731	325		4	88	4					
16	富山県	2,462	343	95			2,116	117		3	45	3					
17	石川県	3,256	458	43			2,798	101			37	7					
18	福井県	2,020	298	28			1,721	70		1	42	5					
19	山梨県	4,591	302	38			4,288	157		1	47	20					
20	長野県	10,466	957	84			9,509	288			85	5					
21	岐阜県	7,459	871	90			6,588	143			96	10					
22	静岡県	7,331	972	142	(1)		6,317	123		42	91	14					
23	愛知県	7,661	1,071	220			6,575	320		15	165	20					
24	三重県	7,352	774	25			6,578	10			48	3					
25	滋賀県	2,828	485	89	(1)		2,343	200			89	6					
26	京都府	3,668	212	16			3,455	156		1	49	3	91	78	18	13	
27	大阪府	1,567	85				1,411	164		71	74	9	150	135	14	15	
28	兵庫県	6,877	503	93			6,372	429		2	72	7	263	237	57	26	
29	奈良県	2,814	211	8			2,603	134			13		220	212	19	8	
30	和歌山県	2,934	310	12			2,624	78			18	1	71	67	10	4	
31	鳥取県	1,351	186	8			1,165	50	(1)		8	1					
32	島根県	2,415	262	12			2,152	45		1	11	1					
33	岡山県	2,718	150				2,554	101		14	41	2	194	180	35	14	
34	広島県	3,666	288	5			3,378	97			29	9	185	160	21	25	
35	山口県	3,359	204	5			3,106	92		49	68	7	223	223	69		
36	徳島県	3,504	113				3,384	36		7	25	4	168	154	20	14	
37	香川県	2,329	104				2,217	54		8	31	2	171	149	12	22	
38	愛媛県	3,303	156				3,135	52		12	35	6	191	183	32	8	
39	高知県	2,259	257	17			2,002	46			5						
40	福岡県	3,748	605	45			3,087	71		56	54	5	45	37	3	8	
41	佐賀県	2,298	263	28			2,035	51			27	3					
42	長崎県	5,025	260	35			4,765	62			10						
43	熊本県	2,787	451	29			2,333	65		3	31	1					
44	大分県	4,213	212	2			4,001	46			16	2	160	154	6	6	
45	宮崎県	3,162	350	16			2,807	35		5	18	2					
46	鹿児島県	4,815	709	22			4,106	56			21	3					
47	沖縄県	1,999	427	27			1,572	49			5	2					
都道府県計			196,813	21,614	2,054	(2)	173,668	5,998	(2)	1,531	2,495	269	2,132	1,969	316	163	20
政令市計			56,351	5,583	891		48,424	4,166	(1)	2,344	1,467	187	913	852	211	61	9
合 計			253,164	27,197	2,945	(2)	222,092	10,164	(3)	3,875	3,962	456	3,045	2,821	527	224	29

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表２ 都道府県・政令市別特定事業場数（２）

			水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場					
			特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場						
			総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち 有害物質 使用特定 事業場 (地下 浸透分)	⑤第５条 第３項 有害物 質使用 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の 数	総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場		
1	札幌市	191	41	1		42	1		108	7	2						
2	函館市	211	41	1		148	4		22								
3	旭川市	188	25	4		132	2		31	4							
4	青森市	530	73	3		452	11		5	3	1						
5	八戸市	337	80	12		248	11		9	9							
6	盛岡市	510	31	5		470	41	(1)	9	4							
7	仙台市	838	60	2		742	64		36	12							
8	秋田市	356	70	12		280	40		6	8	1						
9	山形市	623	76	7		545	41		2	6							
10	福島市	604	98	14		502	13		4	5	1						
11	郡山市	730	110	23		617	35		3	4	1						
12	いわき市	568	138	31		425	29		5	23	3						
13	水戸市	656	50	4		606	28			5							
14	つくば市	489	19	4		454	108		16	23	2						
15	宇都宮市	924	71	8		842	31		11	20	4						
16	前橋市	640	111	12		526	31		3	4							
17	高崎市	463	68	15		393	38		2	14	1						
18	伊勢崎市	524	107	29		414	20		3	3							
19	太田市	354	97	20		257	41			11	1						
20	さいたま市	824	60	16		734	97		30	14	1						
21	川越市	277	25	5		252	67			13	2						
22	熊谷市	468	76	9		392	14			7							
23	川口市	302	17	2		260	53		25	17	7						
24	所沢市	145	15	3		128	21		2	2	1						
25	春日部市	316	20	2		296	11			2	1						
26	草加市	176	23	10		153	21			6							
27	越谷市	322	21	3		301	21			1							
28	千葉市	790	44	6		731	68		15	14							
29	市川市	375	71	7		302	21		2	12	1						
30	船橋市	321	58	5		256	16		7	8	3						
31	松戸市	270	32	5		237	25		1	7							
32	柏市	294	42	4		248	40		4	8							
33	市原市	466	81	26		380	21		5	31	2						
34	八王子市	397	14	1		374	70		9	15	1						
35	町田市	319	16	2		303	46										
36	横浜市	1,472	80	32		1,281	275		111	78	9						
37	川崎市	596	58	31		438	99		100	59	8						
38	相模原市	665	29	8		635	102		1	11							
39	横須賀市	72	15	9		53	28		4	7							
40	平塚市	291	14	5		274	66		3	14							
41	藤沢市	213	21	10		183	39		9	10							
42	小田原市	279	23	8		256	9			3							
43	茅ヶ崎市	90	8	3		76	18		6	9	1						
44	厚木市	258	9	3		245	44		4	6							
45	大和市	94	8	2		83	25		3	1							
46	新潟市	1,423	131	11		1,283	105		9	16	5						
47	長岡市	709	64	5		643	44		2	6	2						
48	上越市	932	96	16		836	24			23							
49	富山市	887	179	55		701	31		7	32	2						
50	金沢市	620	90	19		530	51			1							
51	福井市	387	98	16		284	27		5	14							
52	甲府市	292	42	11		232	33		18	3							
53	長野市	1,210	135	34		1,075	85										
54	松本市	607	44	11		561	33		2	4							
55	岐阜市	629	62	10		566	36		1	5							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（3）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場														
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場															
		総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数		②うち 有害物質 使用特定 事業場		(地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち 有害物質 使用特定 事業場		(地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 貯蔵指定 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の 数	総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数		②うち有害 物質使用 特定事業場		③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		④うち有害 物質使用 特定事業場		
56	静岡県市	1,075	134	22		917	45		24	12	1														
57	浜松市	918	134	43		721	37		63	21	6														
58	沼津市	927	88	20		839	17			35	6														
59	富士市	669	138	15		520	10		11	13	2														
60	名古屋市	549	66	13		339	75		144	54	9														
61	豊橋市	658	89	20		563	31		6	8	1														
62	岡崎市	359	57	5		299	23		3	6															
63	一宮市	400	57	3		338	34		5	2															
64	春日井市	440	68	12		372	42			16	1														
65	豊田市	850	120	27		729	24		1	11	1														
66	四日市市	891	110	17		780	15		1	36	1														
67	大津市	342	34	10		308	37			4															
68	京都市	952	7			820	69		125	25	4	18	16	2										2	
69	大阪市	671	12			61	32		598	76	20	12	12	6											
70	堺市	295	16			252	60		27	44	9	56	55	21										1	
71	岸和田市	195	8			179	37		8	6	1														
72	豊中市	87	2			68	22		17	10	1														
73	吹田市	84	2			55	11		27	10	1	7	6											1	
74	高槻市	111	1			103	17		7	5		6	5	2										1	
75	枚方市	249	35	13		213	25		1	5		12	12	4											
76	茨木市	119	1			109	41		9	4															
77	八尾市	262	4			236	50		22	5	3	2	2	1											
78	寝屋川市	128	1			118	20		9	2	1	1	1												
79	東大阪市	166	2			86	9		78	7	2	6	6												
80	神戸市	894	38			809	207		47	53	8	47	45	11										2	
81	姫路市	335	35			288	22		12	21	3	55	50	10										5	1
82	尼崎市	117	5			56	8		56	36	6	18	16	9										2	2
83	明石市	50	7			35			8	8		14	14	3											
84	西宮市	154	3			151	31			4	2	10	8	1										2	1
85	加古川市	213	9			202	17		2	10	1														
86	宝塚市	110				110	3			1															
87	奈良市	297	15			278	16		4	2		24	21	2										3	
88	和歌山市	728	60	4		656	30		12	14	3	73	69	8										4	
89	鳥取市	891	104	6		787	33			4															
90	松江市	478	55	3		403	1		20	2	2														
91	岡山市	928	50			858	43		20	22	4	76	70	13										6	
92	倉敷市	587	16			568	38		3	27	2	96	92	27										4	
93	広島市	963	30			895	58		38	32		33	29	7										4	
94	呉市	580	27			551	36		2	2		13	12	3										1	1
95	福山市	683	23			654	61		6	12	1	45	38	6										7	
96	下関市	588	24			564	3			6		37	35	13										2	
97	徳島市	673	59			607	14		7	8		49	46	8										3	1
98	高松市	1,044	26			1,007	45		11	9		39	34	5										5	1
99	松山市	622	25			587	36		10	5		65	61	8										4	1
100	高知市	671	95	16		573	12		3	5	1														
101	北九州市	256	8			155	16		93	58	7	49	49	24											
102	福岡市	352	26	3		210	3		116	13	5														
103	久留米市	351	39	3		299	7		13	2	2														
104	佐賀市	451	55	5		396	26			6															
105	長崎市	579	47			532	32			9	2														
106	佐世保市	491	65	4		426	11			2															
107	熊本市	1,095	85	5		1,009	43		1	11															
108	大分市	885	45			835	44		5	21	1	50	48	17										2	1
109	宮崎市	692	72	7		620	24			6	1														
110	鹿児島市	605	56	2		540	75		9	15	3														
111	那覇市	67	6	1		61	13																		
政令市計		56,351	5,583	891		48,424	4,166	(1)	2,344	1,467	187	913	852	211										61	9

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等（1）

号 番 号	釜戸 ダム 貯水池	八 郎 湖		霞 ケ 浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪 湖	野尻 湖	琵琶湖				中 海			宍道湖		児 島 湖			総 数	
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市		
1 1の2								1	1		1		1			2													6
2						7	1	6	1				1	1		2	1												20
3						2		1						5		2					8								18
4						7		1	1							9				1									19
5		1				4		1								1													7
6																													
7																													
8																											1		1
9																													
10		1				6		3					1	1		7													19
11																1													1
12						1																							1
13																													
14																													
15																													
16						2			1							3											1		7
17						2			2							2													6
18																													
18の2						3		1													1								5
18の3																													
19													1			26	1												28
20																													
21																													
21の2																													
21の3																													
21の4																													
22																1													1
23																1	1	1									1		3
23の2						1										1													2
24																													
26						1																							1
27						1																							1
28						1																							1
29																													
30																													
31																													
32																													
33						1		1								1													1
34																5													7
35																													
36															</														

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

号 番 号	釜 戸 ダ ム 野 水 池	八 郎 湖			霞 ケ 浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶 湖				中 海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市		
49 50 51 51の2 51の3						2 1							1			1												4 1	
52 53 54 55 56								2					1			2 4 3	1					1		1				6 4 8	
57 58 59 60 61																1 2 1	1							1				1 3 1 1 5	
62 63 63の2 63の3 64					1 5						1		1	1		1 13						2	1					3 23	
64の2 65 66 66の2 66の3		1				15 6 3	1	6	1		1		1	1 2 2 6		5 38 3 16	3 2				1		1 1 3	2 1 3	1 1		1 3 5	16 71 14 66	
66の4 66の5 66の6 66の7 66の8		1			1 5 14		2 5 5			1						1 3 23					1			1		2 4	2 1	6 15 57 1	
67 68 68の2 69 69の2					2 2 3	1	3 3 1	3 1 1	1				1			2 2	4				1	2				1	1 17 3 2		
70 70の2 71 71の2 71の3			1		1 2	1	1 2 2	4 2 1					2			2 10 2	1				2 1				1 3		12 26 5		
71の4 71の5 71の6 72 73					1 83 10	1	1 31	8 5	5 6			4	15 1			1 131 6	12 2				3 1	9 4	8 5	36 11	5 13	6	393 33		
74 みなし指定地 域特定施設1 みなし指定地 域特定施設2		1 6			12 131	2 5	4 32		4 16	12		36	23	1 36	1 23	2 167	1 11				1 19		2 5	4 5	6 19	5 9	6 67	5 27	60 601
湖沼特定 事業場数	8	17	1		2	343	20	120	36	26	26		53	61		528	53			38	26	23	72	27	16	103	51	1,650	
指定施設1		2				2		4						3		3					1		2					17	
指定施設2						48								1														49	
指 定 施 設 計		2			50		4							4		3					1		2					66	
準用指定 施 設	17	16						20						20		114					9	1	27	1		6	3	234	
総 計	25	35	1		2	393	20	124	56	26	26		53	85		645	53			38	36	24	101	28	16	109	54	1,950	

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。
3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。
4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	64,643 (25%)	4,028	60,615
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,479 (13%)	103	32,376
3	畜産農業(1の2)	24,745 (10%)	463	24,282
4	洗濯業(67)	19,242 (8%)	484	18,758
5	豆腐・煮豆製造業(17)	10,184 (4%)	246	9,938
6	し尿処理施設(72)	10,160 (4%)	8,675	1,485
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,362 (4%)	1,933	7,429
8	水産食料品製造業(3)	8,090 (3%)	662	7,428
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,820 (2%)	1,238	4,582
10	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場(71の2)	5,005 (2%)	459	4,546
総 計		189,730 (74%)	18,291	171,439

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平 均 排 水 量 50m ³ /日 以上 の事業場数			③ 平 均 排 水 量 50m ³ /日 未 満 の事業場数		
			② うち 有害物質 使用 特 定 事 業 場 (地下浸透分)			④ うち 有害物質 使用 特 定 事 業 場 (地下浸透分)		
1	鉦 業 ・ 水 洗 炭 業	(水)	188	68	7		120	
		(瀬)	12	8	7		4	
			200	76	14		124	
1 の 2	畜 産 農 業	(水)	24,735	454	10		24,281	18
		(瀬)	10	9			1	
			24,745	463	10		24,282	18
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(水)	2,974	551	59		2,423	26
		(瀬)	72	72	13			
			3,046	623	72		2,423	26
3	水 産 食 料 品 製 造 業	(水)	8,029	602			7,427	
		(瀬)	61	60	2		1	
			8,090	662	2		7,428	
4	保 存 食 料 品 製 造 業	(水)	4,751	474	5		4,277	2
		(瀬)	49	46	1		3	
			4,800	520	6		4,280	2
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,166	155	7		3,011	4
		(瀬)	26	25	3		1	
			3,192	180	10		3,012	4
6	小 麦 粉 製 造 業	(水)	11				11	
		(瀬)						
			11				11	
7	砂 糖 製 造 業	(水)	70	40	1		30	
		(瀬)	5	5				
			75	45	1		30	
8	パ ン ・ 菓 子 製 造 業	(水)	1,003	41			962	
		(瀬)	14	13			1	
			1,017	54			963	
9	米 菓 ・ こ う じ 製 造 業	(水)	543	57			486	
		(瀬)						
			543	57			486	
10	飲 料 製 造 業	(水)	4,168	472	52		3,696	22
		(瀬)	57	55	11		2	
			4,225	527	63		3,698	22
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	575	93	3		482	17
		(瀬)	6	6				
			581	99	3		482	17
12	動 植 物 油 脂 製 造 業	(水)	324	54	2		270	10
		(瀬)	13	13	2			
			337	67	4		270	10
13	イ ー ス ト 製 造 業	(水)	11	6			5	
		(瀬)	1	1				
			12	7			5	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	67	35			32	
		(瀬)	4	4				
			71	39			32	

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①		②		③		④	
				平均排水量 50m³/日以上 の事業場数		うち有害物質 使用特定事業場		平均排水量 50m³/日未満 の事業場数		うち有害物質 使用特定事業場	
					(地下浸透分)					(地下浸透分)	
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	56	12		1		44			
		(瀬)	1	1							
			57	13	1		44				
16	麺 類 製 造 業	(水)	2,655	98				2,557			
		(瀬)	24	24							
			2,679	122			2,557				
17	豆 腐 ・ 煮 豆 製 造 業	(水)	10,158	221	1			9,937			
		(瀬)	26	25	2		1				
			10,184	246	3		9,938				
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	8	3				5			
		(瀬)	2	2							
			10	5			5				
18 の 2	冷 凍 調 理 食 品 製 造 業	(水)	559	137				422			
		(瀬)	34	34							
			593	171			422				
18 の 3	た ば こ 製 造 業	(水)	7	2				5			
		(瀬)									
			7	2			5				
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,809	253	46			1,556	55		
		(瀬)	127	124	10		3				
			1,936	377	56		1,559	55			
20	洗 毛 業	(水)	20	2				18	3		
		(瀬)									
			20	2			18	3			
21	化 学 繊 維 製 造 業	(水)	30	18	8			12	2		
		(瀬)	14	14	8						
			44	32	16		12	2			
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	124	3				121			
		(瀬)									
			124	3			121				
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	218	13				205	1		
		(瀬)									
			218	13			205	1			
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	21	1				20			
		(瀬)	1	1							
			22	2			20				
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	331	8	4			323	43		
		(瀬)									
			331	8	4		323	43			
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	592	285	16			307	5		
		(瀬)	81	81	6						
			673	366	22		307	5			
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,448	27	6			1,421	176		
		(瀬)	3	3	1						
			1,451	30	7		1,421	176			

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		① 平 均 排 水 量 50m ³ /日 以上 の事業場数			③ 平 均 排 水 量 50m ³ /日 未 満 の事業場数		
				② うち 有害物質 使用 特 定 事 業 場 (地下浸透分)			④ うち 有害物質 使用 特 定 事 業 場 (地下浸透分)		
24	化 学 肥 料 製 造 業	(水)	52	15	12		37	11	
		(瀬)	10	10	7				
			62	25	19		37	11	
26	無 機 顔 料 製 造 業	(水)	30	14	8		16	3	
		(瀬)	14	14	7				
			44	28	15		16	3	
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	425	150	77		275	114	
		(瀬)	79	79	49				
			504	229	126		275	114	
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	26	7			19	1	
		(瀬)	2	2					
			28	9			19	1	
29	コーラタール製品製造業	(水)	5				5	2	
		(瀬)	4	4	3				
			9	4	3		5	2	
30	発 酵 工 業	(水)	45	15	6		30	3	
		(瀬)	2	2					
			47	17	6		30	3	
31	メタン誘導品製造業	(水)	10	5	3		5	3	
		(瀬)	1	1	1				
			11	6	4		5	3	
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	45	16	11		29	8	
		(瀬)	7	7	4				
			52	23	15		29	8	
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	303	121	55		182	34	
		(瀬)	36	35	16		1		
			339	156	71		183	34	
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	8	6		8	2	
		(瀬)	2	2	2				
			18	10	8		8	2	
35	有 機 ゴ ム 薬 品 製 造 業	(水)	8	5	5		3		
		(瀬)	4	4	1				
			12	9	6		3		
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	16	4	3		12	6	
		(瀬)	2	2	1				
			18	6	4		12	6	
37	そ の 他 石 油 化 学 工 業	(水)	63	23	15		40	11	
		(瀬)	26	26	19				
			89	49	34		40	11	
38	石 け ん 製 造 業	(水)	29				29		
		(瀬)	3	3	1				
			32	3	1		29		

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同日より水質汚濁防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		
				②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)			④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2				2		
		(瀬)	2				2		
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1		6		
		(瀬)	7	1	1		6		
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	9	1			8	1	
		(瀬)	2	2			8	1	
41	香 料 製 造 業	(水)	50	10	4		40	4	
		(瀬)	2	2	1		40	4	
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1			5		
		(瀬)	1	1			5		
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	9	4	2		5	1	
		(瀬)	1	1	1		5	1	
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	2			4		
		(瀬)	1	1			4		
45	木 材 化 学 工 業	(水)	2				2		
		(瀬)	2				2		
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	459	153	99		306	82	
		(瀬)	52	50	26		2	1	
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	361	156	82		205	75	
		(瀬)	28	27	12		1		
48	火 薬 製 造 業	(水)	6	3	2		3	2	
		(瀬)	5	5	5		3	2	
49	農 薬 製 造 業	(水)	25	7	4		18	12	
		(瀬)	4	4	4		18	12	
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	9	1	1		8	6	
		(瀬)	9	1	1		8	6	
51	石 油 精 製 業	(水)	22	15	7		7	1	
		(瀬)	13	13	7		7	1	
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	117	40	19		77	11	
		(瀬)	16	16	8		77	11	

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数		
			②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)			④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手 袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテック ス成形型）製造業	(水)	17	5	1		12	3
		(瀬)						
			17	5	1		12	3
52	皮 革 製 造 業	(水)	113	8	4		105	2
		(瀬)						
			113	8	4		105	2
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	665	97	72	(1)	568	216
		(瀬)	5	5	3			
			670	102	75	(1)	568	216
54	セメント製品製造業	(水)	2,215	46	3		2,169	41
		(瀬)	10	7	3		3	2
			2,225	53	6		2,172	43
55	生コンクリート製造業	(水)	4,700	348	3		4,352	106
		(瀬)	15	13			2	
			4,715	361	3		4,354	106
56	有機質砂かべ材製造業	(水)	23				23	6
		(瀬)						
			23				23	6
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	6	5			1	1
		(瀬)	1	1				
			7	6			1	1
58	窯業原料精製業	(水)	663	60	27		603	48
		(瀬)	5	5	3			
			668	65	30		603	48
59	砕 石 業	(水)	722	62			660	4
		(瀬)	8	6	1		2	
			730	68	1		662	4
60	砂利採取業	(水)	1,549	152			1,397	3
		(瀬)	9	7			2	
			1,558	159			1,399	3
61	鉄 鋼 業	(水)	220	81	30		139	7
		(瀬)	42	42	21			
			262	123	51		139	7
62	非鉄金属製造業	(水)	243	73	51		170	74
		(瀬)	18	18	14			
			261	91	65		170	74
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,507	477	319		2,030	500
		(瀬)	55	52	35		3	2
			2,562	529	354		2,033	502
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	38	6			32	
		(瀬)	1	1				
			39	7			32	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	58	49	6		9	
		(瀬)	20	20	10			
			78	69	16		9	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		① 平 均 排 水 量 50m ³ /日 以上	② うち 有害物質 使用 特 定 事 業 場		③ 平 均 排 水 量 50m ³ /日 未 満	④ うち 有害物質 使用 特 定 事 業 場	
				の事業場数		(地下浸透分)	の事業場数		(地下浸透分)
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	10	2			8		
		(瀬)	3	3	3				
			13	5	3		8		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	685	256	16		429	13	
		(瀬)	57	43	1		14		
			742	299	17		443	13	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,663	1,085	737		4,578	1,840	
		(瀬)	157	153	99		4	2	
			5,820	1,238	836		4,582	1,842	
66	電気めっき施設	(水)	1,744	463	385		1,281	967	
		(瀬)	29	28	24		1	1	
			1,773	491	409		1,282	968	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4-ジオキサンの混合施設	(水)	125	5			120	5	
		(瀬)							
			125	5			120	5	
66 の 3	旅館業	(水)	64,236	3,691	6		60,545	10	
		(瀬)	407	337			70	1	
			64,643	4,028	6		60,615	11	
66 の 4	共同調理場	(水)	1,097	227			870	1	
		(瀬)	39	38			1		
			1,136	265			871	1	
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,034	291			743	1	
		(瀬)	52	51			1		
			1,086	342			744	1	
66 の 6	飲食店	(水)	2,673	695	2		1,978	1	
		(瀬)	239	196			43		
			2,912	891	2		2,021	1	
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	59	10			49		
		(瀬)	2	2					
			61	12			49		
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	47	2			45		
		(瀬)							
			47	2			45		
67	洗濯業	(水)	19,191	434	28		18,757	1,071	
		(瀬)	51	50	1		1		
			19,242	484	29		18,758	1,071	
68	写真現像業	(水)	4,672	15	3		4,657	817	
		(瀬)	12	10	3		2	1	
			4,684	25	6		4,659	818	
68 の 2	病院	(水)	880	327	57		553	121	
		(瀬)	66	65	5		1	1	
			946	392	62		554	122	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	195	109	2		86	1	
		(瀬)	10	10					
			205	119	2		86	1	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		① 平 均 排 水 量 50m ³ /日 以上 の事業場数			③ 平 均 排 水 量 50m ³ /日 未 満 の事業場数		
				② うち 有 害 物 質 使 用 特 定 事 業 場 (地下浸透分)			④ うち 有 害 物 質 使 用 特 定 事 業 場 (地下浸透分)		
69 の 2	卸 売 市 場	(水)	114	47			67		
		(瀬)	6	6					
			120	53			67		
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	32	3			29		
		(瀬)	3	3					
			35	6			29		
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	873	11			862	6	
		(瀬)							
			873	11			862	6	
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	32,462	88			32,374	12	
		(瀬)	17	15			2		
			32,479	103			32,376	12	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検 査 を 行 う 事 業 場	(水)	4,920	397	242	(1)	4,523	2,438	(3)
		(瀬)	85	62	35		23	18	
			5,005	459	277	(1)	4,546	2,456	(3)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	881	47	10		834	98	
		(瀬)	12	10	2		2		
			893	57	12		836	98	
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	464	76	16		388	69	
		(瀬)	7	7	2				
			471	83	18		388	69	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	865	30	27		835	806	
		(瀬)	4	4	4				
			869	34	31		835	806	
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	42	5	5		37	33	
		(瀬)	1	1	1				
			43	6	6		37	33	
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	9,564	8,103	71		1,461	16	
		(瀬)	596	572	7		24		
			10,160	8,675	78		1,485	16	
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,175	2,120	125		55	2	
		(瀬)							
			2,175	2,120	125		55	2	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	671	294	36		377	43	
		(瀬)	41	39	9		2		
			712	333	45		379	43	
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （ 指 定 地 域 特 定 施 設 ）		9,362	1,933	11		7,429	5	
			9,362	1,933	11		7,429	5	
合 計		(水)	249,289	27,197	2,945	(2)	222,092	10,164	(3)
		(瀬)	3,045	2,821	527		224	29	
			252,334	30,018	3,472	(2)	222,316	10,193	(3)

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、
下段は両者の合計である。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

		第5条の届出				第7条 届出	第8条に基 づく等 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出	
		第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	北海道	83		3		86	81					192	77	269	25
2	青森県	22			2	24	40					51	13	64	4
3	岩手県	99			3	102	37			1		165	82	247	14
4	宮城県	57				57	92					126	34	160	30
5	秋田県	76			4	80	30					70	80	150	27
6	山形県	71		1	2	74	66					72	62	134	10
7	福島県	64			2	66	41			1		92	58	150	16
8	茨城県	166		2	14	182	105					172	143	315	24
9	栃木県	107		1	3	111	50					127	63	190	21
10	群馬県	47		2	1	50	42					69	60	129	16
11	埼玉県	164		2	6	172	68					205	182	387	43
12	千葉県	133		3	7	143	69			1		260	96	356	34
13	東京都	62		24	4	90	29					138	109	247	27
14	神奈川県	59		1	3	63	34					95	62	157	15
15	新潟県	87			2	89	53					112	128	240	40
16	富山県	55			1	56	16					48	58	106	10
17	石川県	49			6	55	59					62	28	90	19
18	福井県	84			3	87	37					45	45	90	6
19	山梨県	160		3	7	170	62					114	121	235	64
20	長野県	151		3	7	161	71			1		158	91	249	31
21	岐阜県	111			3	114	49					125	83	208	25
22	静岡県	81		1		82	71					181	78	259	40
23	愛知県	286		2	19	307	251			2		381	400	781	63
24	三重県	150			5	155	80					149	85	234	46
25	滋賀県	114			3	117	152			2		147	127	274	16
26	京都府	95		1	2	98	33					78	64	142	21
27	大阪府	64		5	8	77	51			3		93	75	168	12
28	兵庫県	70			3	73	48			2		108	70	178	12
29	奈良県	32				32	11					19	16	35	1
30	和歌山県	81			1	82	8					43	79	122	16
31	鳥取県	21	1			22	24					38	19	57	4
32	島根県	87		4		91	41			1		57	56	113	13
33	岡山県	38			4	42	35					50	29	79	12
34	広島県	70			1	71	27			1		87	63	150	10
35	山口県	42		14	10	66	36					42	28	70	8
36	徳島県	32			4	36	22			2		35	18	53	14
37	香川県	83			3	86	37					94	90	184	37
38	愛媛県	50		2	1	53	31					52	30	82	14
39	高知県	62				62	14					75	43	118	17
40	福岡県	87		9	8	104	64					138	98	236	27
41	佐賀県	66		1	2	69	42					40	48	88	7
42	長崎県	101				101	53					63	106	169	28
43	熊本県	97		1	4	102	32			3		57	50	107	10
44	大分県	103		3		106	25					81	50	131	42
45	宮崎県	85			3	88	35			1		88	38	126	9
46	鹿児島県	83			1	84	36					99	35	134	14
47	沖縄県	48				48	11					77	8	85	9
都道府県計		4,035	1	88	162	4,286	2,401				21	4,870	3,478	8,348	1,003
政令市計		1,878	1	204	97	2,180	1,303				24	2,712	1,994	4,706	322
合 計		5,913	2	292	259	6,466	3,704				45	7,582	5,472	13,054	1,325

表6 届出関係、計画変更命令等（2）

水質汚濁防止法

			第5条の届出					第7条出 届	第8条に基 づく等 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条出 届
			第1項	第2項	第3項		計		第5条係 関	第7条係 関	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
					有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	札幌市	4		5		9	2					12	9	21	2	
2	函館市	2				2	5					9	2	11	4	
3	旭川市	1				1	4					13	7	20	2	
4	青森市	6			1	7	4					24	6	30		
5	八戸市	12			1	13	10					22	15	37	2	
6	盛岡市	8		2		10	1					21	9	30		
7	仙台市	27		6		33	24					50	15	65	6	
8	秋田市	27				27	10					27	17	44	2	
9	山形市	19				19	8					13	20	33	1	
10	福島市	8		1		9	3					14	11	25	2	
11	郡山市	27		1		28	19					37	24	61	3	
12	いわき市	32			1	33	37					25	28	53	3	
13	水戸市	2				2	1					4	4	8		
14	つくば市	79		2	5	86	40					29	83	112		
15	宇都宮市	18			2	20	13				2	22	26	48	3	
16	前橋市	13				13	4					24	13	37		
17	高崎市	17		1		18	7					42	16	58	1	
18	伊勢崎市	6	1			7	3					14	12	26	2	
19	太田市	14				14	11					14	7	21	1	
20	さいたま市	17				17	5					29	26	55	7	
21	川越市	2				2	20					24	19	43	4	
22	熊谷市	3		3		6	4					53	2	55	1	
23	川口市	14		3	2	19	9				4	36	14	50	2	
24	所沢市	2				2	4					13	4	17	1	
25	春日部市	8				8						6	3	9	1	
26	草加市	12				12	6					12	6	18		
27	越谷市	7				7	2					12	12	24	6	
28	千葉市	27		2	2	31	24					27	18	45	3	
29	市川市	6				6	8					42	2	44	6	
30	船橋市	9		1		10	12					35	23	58	10	
31	松戸市	10				10	1					22	21	43	1	
32	柏市	9		1	1	11	1					18	10	28	2	
33	市原市	20		1	2	23	23				1	41	20	61	5	
34	八王子市	24			1	25	10					32	19	51	11	
35	町田市	10				10	1					30	24	54	16	
36	横浜市	109		9	3	121	73				3	112	100	212	14	
37	川崎市	27		19	10	56	52					62	53	115	7	
38	相模原市	27				27	25					38	33	71	5	
39	横須賀市	2		3		5	2					8	15	23	2	
40	平塚市	27			1	28	24					24	22	46	2	
41	藤沢市	30		3		33	18					18	11	29	4	
42	小田原市	8				8	3					9	6	15	1	
43	茅ヶ崎市	6			1	7	4					4	7	11	1	
44	厚木市	9		1		10	10					19	21	40	3	
45	大和市						5					5	2	7		
46	新潟市	14			2	16	12					46	16	62	7	
47	長岡市	19				19	9					23	13	36		
48	上越市	27				27	13					11	13	24	5	
49	富山市	29			7	36	15					18	25	43	4	
50	金沢市	14				14	3					30	9	39	2	
51	福井市	14			1	15	8					17	4	21	1	
52	甲府市	1				1	4					8	3	11		
53	長野市	18				18	33					16	6	22	3	
54	松本市	17				17	9					31	15	46	3	
55	岐阜市	15				15	7					30	10	40	7	

表6 届出関係、計画変更命令等（3）

水質汚濁防止法

		第5条の届出					第7条 届出	第8条に基 づく等 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出
		第1項	第2項	第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
				有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
56	静岡市	16				16	21					24	32	56	9
57	浜松市	32		7	3	42	42				3	68	37	105	7
58	沼津市	4				4	5					8	3	11	2
59	富士市	21		2		23	33					20	29	49	3
60	名古屋	20		5	1	26	24				1	40	15	55	2
61	豊橋市	16				16	23					35	18	53	3
62	岡崎市	17				17	12					24	17	41	3
63	一宮市	23				23	4					46	23	69	5
64	春日井	16				16	8					48	14	62	2
65	豊田市	44			1	45	42					33	63	96	2
66	四日市	22			4	26	47					27	22	49	6
67	大津市	23				23	4					13	26	39	
68	京都市	24		12	1	37	10				1	27	46	73	2
69	大阪市	19		30	6	55	31				1	72	46	118	6
70	堺市	15		4	1	20	13					22	13	35	2
71	岸和田	9				9	3					4	2	6	
72	豊中市	10		4		14	4					7	11	18	2
73	吹田市	42		3		45	26					7	53	60	1
74	高槻市	7		1		8	6					12	14	26	1
75	枚方市	9				9	5					7	6	13	
76	茨木市	8				8	9					2	17	19	
77	八尾市	3		1		4	2					1	4	5	
78	寝屋川	3		2		5	4					4	3	7	
79	東大阪			6		6						3	43	46	12
80	神戸市	47		5	1	53	12					70	37	107	7
81	姫路市	13		1	1	15	12					17	12	29	2
82	尼崎市	6		9	4	19	9				1	20	15	35	
83	明石市	5				5	7					9	8	17	2
84	西宮市	9				9						12	4	16	1
85	加古川	6		2		8	1					15	6	21	3
86	宝塚市	2				2	3					3	1	4	
87	奈良市	7				7	2					9	5	14	2
88	和歌山	15			2	17						9	8	17	1
89	鳥取市	23				23	3					17	12	29	1
90	松江市	30		2		32	17					21	10	31	2
91	岡山市	43		4		47	16					41	49	90	3
92	倉敷市	20		1	5	26	17				1	43	26	69	3
93	広島市	28		2		30	15					38	27	65	1
94	呉市	11				11	10					10	11	21	
95	福山市	24			2	26	3					19	12	31	2
96	下関市	5		2	3	10	7					9	7	16	
97	徳島市	7		1	1	9	3					9	6	15	
98	高松市	20		1	1	22	9					25	15	40	3
99	松山市	12				12	10				5	39	16	55	9
100	高知市	12		1		13						21	15	36	5
101	北九州市	4		5	6	15	11					40	12	52	1
102	福岡市	2		13	1	16	5				1	36	17	53	2
103	久留米	7		11		18						7	5	12	1
104	佐賀市	29			3	32	12					28	36	64	2
105	長崎市	15				15	19					34	16	50	8
106	佐世保	22			1	23	6					61	21	82	4
107	熊本市	21		2	1	24	17					26	21	47	1
108	大分市	35		1	3	39	19					43	27	70	2
109	宮崎市	40			2	42	4					30	23	53	1
110	鹿児島	33				33	11					19	26	45	2
111	那覇市	7				7						1		1	
政令市計		1,878	1	204	97	2,180	1,303				24	2,712	1,994	4,706	322

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

			改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
													昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計				うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち、瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23			24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	都道府県計	政令市計	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
北海道															495		34	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

			行政指導																
			公共用水域								地下水								
			指導件数			指導内容					指導件数			指導内容					
			文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改善	排水の 一時停止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他
1	北海道	12	125	137	56		26	56	138		6	6						6	6
2	青森県	51	60	111	15		15	98	128										
3	岩手県	34	9	43	23	1	14	5	43										
4	宮城県	24	29	53	17		2	36	55	1		1						1	1
5	秋田県	17	91	108	16		17	84	117										
6	山形県	7	67	74	10		9	64	83	1	2	3				2		1	3
7	福島県	13	92	105	23		11	73	107		7	7			5	2		2	9
8	茨城県	80	99	179	55		14	112	181		32	32				1		32	33
9	栃木県	69	7	76	6		10	67	83										
10	群馬県	15	47	62	23		20	29	72	3	17	20	8	1	11	12		2	34
11	埼玉県	47	223	270	61	1	46	176	284		61	61			1	21		40	62
12	千葉県	52	160	212	75		79	100	254		28	28	4		6	12		16	38
13	東京都	2	30	32	1		31	32	32		18	18			2	6		16	24
14	神奈川県	1	10	11	1		10	11	11		9	9			2	3		4	9
15	新潟県	5	17	22	3		25	6	34	3	35	38			21	27		3	51
16	富山県		10	10			8	2	10										
17	石川県	8		8				8	8										
18	福井県	5	8	13	4		3	8	15		10	10			3	4		3	10
19	山梨県	20	289	309	23		30	271	324		5	5				10		5	15
20	長野県	50	33	83	24		9	59	92	5	3	8				1		8	9
21	岐阜県	3	73	76	13		1	62	76		9	9			9				9
22	静岡県	7	31	38	7		4	27	38		8	8				8			8
23	愛知県	104	989	1093	86		7	1213	1306	4	199	203			180	92		22	294
24	三重県	20	110	130	14		12	120	146										
25	滋賀県	85	27	112	14		7	91	112	36	11	47	4		8	19		16	47
26	京都府	8		8				8	8										
27	大阪府	25	119	144	16		37	98	151		17	17			5	2		10	17
28	兵庫県	2	29	31	2		1	29	32		14	14	1				11	2	14
29	奈良県	18	13	31				34	34										
30	和歌山県	3	83	86		1	6	79	86		11	11			3	8			11
31	鳥取県	11	1	12				12	12										
32	島根県	35	31	66	40		32	21	93	4	4	8				8		4	12
33	岡山県	38	9	47	29		3	15	47	2	2	4			3	2		1	6
34	広島県	43		43	16			27	43										
35	山口県	12	15	27	6		1	20	27										
36	徳島県	3	4	7	3			4	7		5	5				1		4	5
37	香川県	24	16	40	15		5	20	40	3		3			3	3			6
38	愛媛県	3	20	23	7		6	13	26										
39	高知県	7	23	30	6		9	15	30										
40	福岡県	10	9	19	3		13	7	23										
41	佐賀県	10	36	46	14		15	32	61										
42	長崎県	4	16	20	12		2	6	20										
43	熊本県	13	10	23	7		3	14	24										
44	大分県	8	7	15	3			12	15										
45	宮崎県	15	11	26	23			3	26										
46	鹿児島県	20	6	26			1	26	27										
47	沖縄県	23	14	37	9	1		27	37										
都道府県計		1,066	3,108	4,174	781	4	503	3,330	4,618	62	513	575	17	1	262	244	11	198	733
政令市計		543	516	1,059	514	3	135	441	1,093	39	121	160	5		50	88		53	196
合 計		1,609	3,624	5,233	1,295	7	638	3,771	5,711	101	634	735	22	1	312	332	11	251	929

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
												立入検査事業場数									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
																		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	札幌市											44						44			
2	函館市											20						20			
3	旭川市											39						39			
4	青森市											57		3				57		3	
5	八戸市											65			14			79			
6	盛岡市											34		9				34		9	
7	仙台市											86		36				86		36	
8	秋田市											79			8			87			
9	山形市											45		8				45		8	
10	福島市											76		4				76		4	
11	郡山市											80		38				80		38	
12	いわき市											95		15				95		15	
13	水戸市											4		3				4		3	
14	つくば市											18		10				18		10	
15	宇都宮市											100		29				100		29	
16	前橋市											86						86			
17	高崎市											132		65				132		65	
18	伊勢崎市											62						62			
19	太田市											21		2				21		2	
20	さいたま市											157		4				157		4	
21	川越市	1										162		62				162		62	
22	熊谷市											110						110			
23	川口市											130		8				130		8	
24	所沢市											53		8				53		8	
25	春日部市											27		1				27		1	
26	草加市											26		3				26		3	
27	越谷市											127		24				127		24	
28	千葉市											62						62			
29	市川市											77		3				77		3	
30	船橋市											132		7				132		7	
31	松戸市											70		19				70		19	
32	柏市											31		4				31		4	
33	市原市											123						123			
34	八王子市											23		1				23		1	
35	町田市											41		12				41		12	
36	横浜市											392		55				392		55	
37	川崎市											167		3	2			169		3	
38	相模原市											102		5				102		5	
39	横須賀市	1										29		15				29		15	
40	平塚市											51		26				51		26	
41	藤沢市											85		5				85		5	
42	小田原市											26						26			
43	茅ヶ崎市											22		9				22		9	
44	厚木市											8						8			
45	大和市											16						16			
46	新潟市											191		6	1			192		6	
47	長岡市											55			1			56			
48	上越市											106						106			
49	富山市											173		1				173		1	
50	金沢市											124		67	4			128		67	
51	福井市											103		3				103		3	
52	甲府市											5						5			
53	長野市											62		5				62		5	
54	松本市											42		20				42		20	
55	岐阜市											76		16	1			77		16	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

			行政指導																
			公共用水域								地下水								
			指導件数			指導内容					指導件数			指導内容					
			文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改善	排水の 一時停止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結果の 保存	地下水 の浄化	その他
1	札幌市																		
2	函館市	1	18	19	2		17	19											
3	旭川市	3		3	3			3											
4	青森市	3	9	12	3		9	12											
5	八戸市	7	9	16	5		6	5	16										
6	盛岡市	8		8				8	8										
7	仙台市	4	4	8	8				8										
8	秋田市	5	2	7	5			2	7		2	2						2	2
9	山形市	2	11	13	1			12	13		1	1			1				1
10	福島市	7	7	14	4		2	8	14										
11	郡山市	1	3	4	4				4										
12	いわき市	4	29	33	4		3	31	38										
13	水戸市	1		1	1				1										
14	つくば市	4		4	3		1		4	3		3				3			3
15	宇都宮市	2		2	2				2										
16	前橋市	5		5	2			3	5										
17	高崎市	4		4	4				4										
18	伊勢崎市	19	2	21	19			2	21										
19	太田市		9	9	9				9										
20	さいたま市	19		19	19				19										
21	川越市	10		10	10				10										
22	熊谷市	12	17	29	12		2	15	29										
23	川口市		2	2	2	2			4	2		2				2		1	3
24	所沢市	17		17			2	18	20	4	1	5			7				7
25	春日部市	7		7	7				7										
26	草加市	1	7	8	8				8										
27	越谷市	23		23	23				23										
28	千葉市	5		5	4			1	5										
29	市川市	12	29	41	12		29		41										
30	船橋市	21		21				21	21										
31	松戸市	4	4	8	7		1		8										
32	柏市	4		4	4				4										
33	市原市	8		8	8				8										
34	八王子市																		
35	町田市																		
36	横浜市	6		6	6				6		9	9				9			9
37	川崎市	4	13	17	13			4	17	6	6	12						12	12
38	相模原市		13	13	5		1	8	14										
39	横須賀市		6	6			6		6		3	3			1	2			3
40	平塚市	17		17				17	17										
41	藤沢市	1	1	2	2				2										
42	小田原市																		
43	茅ヶ崎市	2	9	11	1			10	11										
44	厚木市		2	2	1	1		1	3										
45	大和市																		
46	新潟市	17		17	3			14	17										
47	長岡市																		
48	上越市	3	4	7	7				7										
49	富山市	9	2	11	11				11										
50	金沢市	6		6	6				6		2	2				2			2
51	福井市	6	14	20	16			4	20										
52	甲府市		1	1				1	1										
53	長野市	4		4	4				4										
54	松本市	1	2	3	1		2		3		1	1				1			1
55	岐阜市	3	7	10	3			7	10										

(注) 1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
												昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
																		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海海上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
56	静岡市											51		3				51		3	
57	浜松市											85		50				85		50	
58	沼津市											33						33			
59	富士市											102			38			140			
60	名古屋											262		101	6			268		101	
61	豊橋市											116		5				116		5	
62	岡崎市											65		2				65		2	
63	一宮市											180		25				180		25	
64	春日井市											115			2			117			
65	豊田市											73		18				73		18	
66	四日市市											73						73			
67	大津市											8						8			
68	京都市											62		26				62		26	8
69	大阪市											497		480	14			511		480	28
70	堺市											84		30				84		30	53
71	岸和田市											28						28			
72	豊中市											22		11				22		11	
73	吹田市											50		48				50		48	15
74	高槻市											73		18				73		18	24
75	枚方市											58						58			16
76	茨木市											19		11				19		11	
77	八尾市											66		1				66		1	6
78	寝屋川市											27		14				27		14	1
79	東大阪市											10						10			4
80	神戸市											143		36				143		36	81
81	姫路市											160		12	4			164		12	76
82	尼崎市											194		10				194		10	135
83	明石市											109		13				109		13	64
84	西宮市											54						54			34
85	加古川市											106						106			
86	宝塚市											12						12			
87	奈良市											39						39			
88	和歌山市											160			276			436			351
89	鳥取市											30						30			
90	松江市											4		1				4		1	
91	岡山市											239		22				239		22	123
92	倉敷市											293		2	3			296		2	228
93	広島市											93		21				93		21	33
94	呉市											81		2				81		2	29
95	福山市											67		3	5			72		3	46
96	下関市											54		3	7			61		3	41
97	徳島市											70		30				70		30	47
98	高松市											113		4				113		4	35
99	松山市											92		10	6		5	98		15	58
100	高知市											13						13			
101	北九州市											163		11	2			165		11	127
102	福岡市											30		8				30		8	
103	久留米市											33		6				33		6	
104	佐賀市											56		10				56		10	
105	長崎市											34						34			
106	佐世保市											50						50			
107	熊本市											39			2			41			
108	大分市											196			12			208			136
109	宮崎市											27		2				27		2	
110	鹿児島市											118						118			
111	那覇市																				
政令市計		2										9,360		1,663	408		5	9,768		1,668	1,799

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・改 善	排水の 一時停 止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結 果の保 存	地下水 の浄化	その他	合計
56	静岡県市	25	12	37	11		25	13	49										
57	浜松市	3	18	21	3		6	17	26		15	15			12	11			23
58	沼津市	2		2	2				2										
59	富士市	4		4	4				4										
60	名古屋	4	23	27	2			25	27		13	13	2		14	2		1	19
61	豊橋市	12	26	38	38				38		2	2				2			2
62	岡崎市	7	1	8	6		1	3	10	1	1	2			2	1			3
63	一宮市	4	67	71	4		2	65	71		20	20				10		16	26
64	春日井市	7	20	27	18		7	4	29	1	6	7			1	5		1	7
65	豊田市	4	3	7	4			3	7										
66	四日市市																		
67	大津市	1		1				1	1										
68	京都市																		
69	大阪市									1	1	2			1	1			2
70	堺市	4	2	6				6	6										
71	岸和田市	2		2	2				2										
72	豊中市																		
73	吹田市		4	4				4	4	1	2	3				2		1	3
74	高槻市	1	20	21	1			20	21										
75	枚方市																		
76	茨木市		4	4			2	3	5		3	3			3	1			4
77	八尾市	35		35	35				35										
78	寝屋川市	9	2	11	1			10	11	1		1					1		1
79	東大阪市																		
80	神戸市	11		11	9		2		11										
81	姫路市	4		4				4	4										
82	尼崎市		3	3				3	3										
83	明石市																		
84	西宮市																		
85	加古川市		9	9				9	9										
86	宝塚市		2	2	2				2										
87	奈良市		2	2			2		2										
88	和歌山市																		
89	鳥取市	1	1	2	2				2										
90	松江市		5	5	5				5										
91	岡山市	22	24	46	32			14	46	13	3	16	2		4	4		12	22
92	倉敷市	6		6	6				6										
93	広島市																		
94	呉市	1		1	1				1										
95	福山市	3	2	5	5				5										
96	下関市	6		6	4			2	6	2	1	3			1	2		1	4
97	徳島市	1	2	3	3				3										
98	高松市	9		9	9				9										
99	松山市	6	1	7			1	6	7										
100	高知市		3	3			1	2	3										
101	北九州市	3	3	6				6	6	1		1						1	1
102	福岡市									3	3	6	1		3	5		1	10
103	久留米市	2		2	2				2										
104	佐賀市	5	9	14	2			12	14		5	5				2		3	5
105	長崎市		7	7			5	2	7										
106	佐世保市	12		12				12	12										
107	熊本市	3	1	4	4				4										
108	大分市	10		10	10				10										
109	宮崎市		4	4	1			3	4										
110	鹿児島市	12		12	12				12		21	21				21			21
111	那覇市																		
政令市計		543	516	1,059	514	3	135	441	1,093	39	121	160	5		50	88		53	196

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（7）

水質汚濁防止法

				水濁法第14条第 1 項及び第 2 項に対する行政指導																
				排水						特定地下浸透水										
				指導件数			指導内容					指導件数			指導内容					
				文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	
1	北海道		26	26	24		2		26											
2	青森県		15	15	15				15											
3	岩手県	14		14	14				14											
4	宮城県	1	1	2	2				2											
5	秋田県		17	17	17				17											
6	山形県		9	9	9				9											
7	福島県		11	11	11				11											
8	茨城県		14	14	13		1		14											
9	栃木県	10		10	7	3			10											
10	群馬県	1	19	20	20				20											
11	埼玉県	1	42	43	40	1	5		46											
12	千葉県	4	75	79	36	8	38		82											
13	東京都																			
14	神奈川県																			
15	新潟県	3	22	25	25				25											
16	富山県		8	8	8				8											
17	石川県																			
18	福井県		1	1	1	1	1		3											
19	山梨県	7	23	30	30				30											
20	長野県	5	4	9	7	2			9											
21	岐阜県		1	1	1				1											
22	静岡県		4	4	4				4											
23	愛知県	1	6	7	7				7											
24	三重県		12	12	4	4	4		12											
25	滋賀県	6	1	7	7				7											
26	京都府																			
27	大阪府	1	34	35	34	1	1	1	37											
28	兵庫県		1	1	1				1											
29	奈良県																			
30	和歌山県		6	6	6				6											
31	鳥取県																			
32	島根県	16	16	32	32				32											
33	岡山県	1	2	3	3				3											
34	広島県																			
35	山口県		1	1	1				1											
36	徳島県																			
37	香川県	3	2	5	5				5											
38	愛媛県		6	6	6				6											
39	高知県		9	9	9				9											
40	福岡県		9	9	9	2	2		13											
41	佐賀県		5	5	5	5	5		15											
42	長崎県		2	2	2				2											
43	熊本県	1	2	3	3				3											
44	大分県																			
45	宮崎県																			
46	鹿児島県		1	1	1				1											
47	沖縄県																			
都道府県計			75	407	482	419	27	59	1	506										
政令市計			25	110	135	104	2	32		138										
合 計			100	517	617	523	29	91	1	644										

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（8）

水質汚濁防止法

			水濁法第14条第 1 項及び第 2 項に対する行政指導															
			排水水							特定地下浸透水								
			指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
			文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
1	札幌市	幌市																
2	函館市	館市		17	17	17				17								
3	旭川市	川市																
4	青森市	森市		9	9	9				9								
5	八戸市	戸市	1	5	6	6				6								
6	盛岡市	岡市																
7	仙台市	台市																
8	秋田市	田市																
9	山形市	形市																
10	福島市	島市		2	2	2				2								
11	郡山市	山市																
12	いわき市	き市		3	3	3				3								
13	水戸市	戸市																
14	つくば市	ば市	1		1	1				1								
15	宇都宮市	宮市																
16	前橋市	橋市																
17	高崎市	崎市																
18	伊勢崎市	崎市																
19	太田市	田市																
20	さいたま市	ま市																
21	川越市	越市																
22	熊谷市	谷市		2	2	1		1		2								
23	川口市	口市																
24	所沢市	沢市	2		2	2				2								
25	春日部市	部市																
26	草加市	加市																
27	越谷市	谷市																
28	千葉市	葉市																
29	市川市	川市		29	29			29		29								
30	船橋市	橋市																
31	松戸市	戸市		1	1	1				1								
32	柏市	市																
33	市原市	原市																
34	八王子市	子市																
35	町田市	田市																
36	横浜市	市																
37	川崎市	崎市																
38	相模原市	原市		1	1	1				1								
39	横須賀市	賀市		6	6	6				6								
40	平塚市	塚市																
41	藤沢市	沢市																
42	小田原市	原市																
43	茅ヶ崎市	崎市																
44	厚木市	木市																
45	大和市	和市																
46	新潟市	市																
47	長岡市	岡市																
48	上越市	越市																
49	富山市	山市																
50	金沢市	沢市																
51	福井市	井市																
52	甲府市	府市																
53	長野市	野市																
54	松本市	本市		2	2	2				2								
55	岐阜市	阜市																

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（9）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第1項及び第2項に対する行政指導															
		排水								特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
56	静岡市	18	7	25	25				25								
57	浜松市		6	6	6				6								
58	沼津市																
59	富士市																
60	名古屋																
61	豊橋市																
62	岡崎市		1	1	1				1								
63	一宮市		2	2	1	2	2		5								
64	春日井市		7	7	7				7								
65	豊田市																
66	四日市																
67	大津市																
68	京都市																
69	大阪市																
70	堺市																
71	岸和田市																
72	豊中市																
73	吹田市																
74	高槻市																
75	枚方市																
76	茨木市		2	2	2				2								
77	八尾市																
78	寝屋川市																
79	東大阪市																
80	神戸市	2		2	2				2								
81	姫路市																
82	尼崎市																
83	明石市																
84	西宮市																
85	加古川市																
86	宝塚市																
87	奈良市		2	2	2				2								
88	和歌山市																
89	鳥取市																
90	松江市																
91	岡山市																
92	倉敷市																
93	広島市																
94	呉市																
95	福山市																
96	下関市																
97	徳島市																
98	高松市																
99	松山市	1		1	1				1								
100	高知市		1	1	1				1								
101	北九州市																
102	福岡市																
103	久留米市																
104	佐賀市																
105	長崎市		5	5	5				5								
106	佐世保市																
107	熊本市																
108	大分市																
109	宮崎市																
110	鹿児島市																
111	那覇市																
政令市計		25	110	135	104	2	32		138								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
保存食料品製造業（4）	4	生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH） 浮遊物質（SS）
その他無機化学工業製品製造業（27）	1	窒素含有量、アンモニア等
合成樹脂製造業（33）	2	基準に適合しない有害物質（カドミウム、鉛）を含む水の排出 基準に適合しない有害物質（水銀）を含む水の排出
医薬品製造業（47）	1	亜鉛含有量
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1	ふっ素及びその化合物
電気めっき施設（66）	1	生物化学的酸素要求量、銅含有量
科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場（71の2）	1	水素イオン濃度（pH）
し尿処理施設（72）	2	ジクロロメタン、大腸菌群数
指定地域特定施設	1	水素イオン濃度（pH）

（注）

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等 違反 (第30条)	その他水質 汚濁防止法 違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項	
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令	
1	北海道				6			1	15	11		
2	青森県				1				10			
3	岩手県								1			
4	宮城県											
5	秋田県				2				4	1		
6	山形県				2				13			
7	福島県				1				7	1		
8	茨城県											
9	栃木県				2					1		
10	群馬県				1							
11	埼玉県				4				4	2		
12	千葉県				5							
13	東京都											
14	神奈川県				2							
15	新潟県				4				7			
16	富山県				3				4			
17	石川県				1				1			
18	福井県				2				1			
19	山梨県								4			
20	長野県				13				3	1		
21	岐阜県				14		1		1			
22	静岡県				1				2	1		
23	愛知県				13		1	2	8			
24	三重県				1					2		
25	滋賀県				9							
26	京都府				2		1		5			
27	大阪府				2				2			
28	兵庫県				3		2		3			
29	奈良県				1							
30	和歌山県											
31	鳥取県				4							
32	島根県				1				2			
33	岡山県				3				2			
34	広島県				2				1			
35	山口県				6		1		3			
36	徳島県				2				1	1		
37	香川県	1			1				1			
38	愛媛県				2				3			
39	高知県				1							
40	福岡県				2				3			
41	佐賀県				3							
42	長崎県				2				2			
43	熊本県						1					
44	大分県								1			
45	宮崎県				3				2			
46	鹿児島県				5				2			
47	沖縄県				6							
都道府県計		1			138		7	3	118	21		
政令市計		1			76	7	5	6	46	33		
合 計		2			214	7	12	9	164	54		

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)						緊急時の措置 (第18条)	
					第1項		第2項		第3項			第4項
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水		応急措置 命 令
1	札幌市									30		
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市											
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市				1				2	1		
9	山形市									1		
10	福島市											
11	郡山市				2							
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市											
17	高崎市				1				2			
18	伊勢崎市											
19	太田市				1							
20	さいたま市				1	1						
21	川越市				1							
22	熊谷市											
23	川口市				2							
24	所沢市											
25	春日部市											
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市											
29	市川市											
30	船橋市								3			
31	松戸市											
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市											
35	町田市				1							
36	横浜市				1		1	1	4			
37	川崎市				11	2		3	2	1		
38	相模原市											
39	横須賀市											
40	平塚市											
41	藤沢市											
42	小田原市											
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市				2							
47	長岡市				2	1						
48	上越市				1				3			
49	富山市											
50	金沢市											
51	福井市				1				5			
52	甲府市											
53	長野市											
54	松本市											
55	岐阜市				3				1			

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項	
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令	
56	静岡市				1		1		3			
57	浜松市											
58	沼津市											
59	富士市				12							
60	名古屋											
61	豊橋市				1				1			
62	岡崎市				2							
63	一宮市								1			
64	春日井市				2		1		1			
65	豊田市				1				1			
66	四日市市				2							
67	大津市											
68	京都市											
69	大阪市											
70	堺市											
71	岸和田市											
72	豊中市				1							
73	吹田市											
74	高槻市											
75	枚方市											
76	茨木市				1							
77	八尾市											
78	寝屋川市								1			
79	東大阪市											
80	神戸市				2				3			
81	姫路市				1							
82	尼崎市											
83	明石市											
84	西宮市											
85	加古川市				1							
86	宝塚市				1							
87	奈良市											
88	和歌山市											
89	鳥取市											
90	松江市				4				1			
91	岡山市				2							
92	倉敷市					1	2	1	1			
93	広島市				2				3			
94	呉市				1							
95	福山市					1						
96	下関市							1				
97	徳島市				1							
98	高松市				1				3			
99	松山市								1			
100	高知市				1							
101	北九州市	1			3							
102	福岡市											
103	久留米市				1							
104	佐賀市											
105	長崎市											
106	佐世保市				1				3			
107	熊本市											
108	大分市				1				1			
109	宮崎市											
110	鹿児島市											
111	那覇市											
政令市計		1			76	7	5	6	46	33		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
その他無機化学工業製品製造業（27）	1
酸・アルカリ表面処理施設（65）	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
浮遊物質（SS）	1
亜鉛含有量	2
砒素	1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表 9 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（１）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼 玉 県	454				1			12			4,188
	千 葉 県	156				1 (1)			6			1,970
	東 京 都	69							1			1,152
	神 奈 川 県	1							1			144
	都府県計	680				2 (1)			20			7,454
	政令市計	645							52			6,127
	合 計	1,325				2 (1)			72			13,581
伊 勢 湾	岐 阜 県	830						1 (1)	32			7,442
	愛 知 県	1,052				30 (23)		10 (8)	46			6,415
	三 重 県	564							10			3,733
	都府県計	2,446				30 (23)		11 (9)	88			17,590
	政令市計	630							34			3,995
	合 計	3,076				30 (23)		11 (9)	122			21,585
瀬 戸 内 海	京 都 府	126										1,414
	大 阪 府	263							10			1,428
	兵 庫 県	537							16			3,815
	奈 良 県	363										2,023
	和 歌 山 県	148							4			1,099
	岡 山 県	331							20			2,572
	広 島 県	366							22			2,668
	山 口 県	371							25			2,566
	徳 島 県	254							23			3,047
	香 川 県	252							9			2,239
	愛 媛 県	323							12			2,918
	福 岡 県	82							1			434
	大 分 県	297							8			3,225
	都府県計	3,713							150			29,448
	政令市計	1,448							83			12,206
	合 計	5,161							233			41,654
都府県合計		6,839				32 (24)		11 (9)	258			54,492
政令市合計		2,723							169			22,328
合 計		9,562				32 (24)		11 (9)	427			76,820

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	60							1			734
	川越市	33										295
	熊谷市	56										265
	川口市	17							15			260
	所沢市	15										128
	春日部市	20										296
	草加市	8							1			168
	越谷市	21							2			301
	千葉市	29							7			637
	市川市	71										304
	船橋市	38							1			213
	松戸市	32							1			226
	柏市	7										16
	市原市	81							9			380
	八王子市	14										374
	町田市	9										168
	横浜市	68							6			909
	川崎市	57							9			439
	横須賀市	9										14
	政令市計	645							52			6,127
伊 勢 湾	岐阜市	62							1			567
	名古屋市	66							14			339
	豊橋市	89							5			562
	岡崎市	57							1			302
	一宮市	57							1			343
	春日井市	68							1			372
	豊田市	121							2			730
	四日市市	110							9			780
	政令市計	630							34			3,995
瀬 戸 内 海	京都市	23										815
	大阪市	21							1			11
	堺市	71							10			280
	岸和田市	8										179
	豊中市	2										68
	吹田市	7										57
	高槻市	7							1			110
	枚方市	19							1			92
	茨木市	3										109
	八尾市	6										236
	寝屋川市	2										118
	東大阪市	6							1			86
	神戸市	83							2			811
	姫路市	85							6			308
	尼崎市	21							4			114
	明石市	18							2			41
	西宮市	11										154
	加古川市	26							4			202
	宝塚市	7										103
	奈良市	32										275
	和歌山市	129							2			658
	岡山市	139							6			938
	倉敷市	109							11			576
	広島市	59							4			899
	呉市	39										552
	福山市	61							4			667
	下関市	51							3			543
	徳島市	105							10			610
	高松市	61							1			1,009
	松山市	86							7			595
	北九州市	58							1			148
	大分市	93							2			842
	政令市計	1,448							83			12,206
	政令市合計	2,723							169			22,328

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届 出	第8条 第4項 届 出	第9条 届出			第10条 第3項 届 出	第12条 の14 届出
	申 請	許 可	不 許 可	審 査 中	申 請	許 可	不 許 可	審 査 中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計		
京 都 府	4	4			9	9							1	6	6	12		
大 阪 府	8	8			16	16								15	13	28	1	
兵 庫 県	26	15		11	44	38		6					11	44	33	77	2	
奈 良 県	2	2			2	2									1	1		
和 歌 山 県	6	5		1	6	5		1						5		5		
岡 山 県	23	21		2	15	15							3	31	18	49		
広 島 県	13	13			18	18							4	33	16	49	2	
山 口 県	17	12		5	49	43		6					2	32	14	46	4	
徳 島 県	16	15		1	22	20		2						17	11	28	4	
香 川 県	25	25			30	30							4	30	20	50	3	
愛 媛 県	13	11		2	31	29		2						16	14	30	3	1
福 岡 県	3	3			7	7								8	4	12	2	
大 分 県	16	12		4	6	6								18	8	26	6	
都道府県計	172	146		26	255	238		17					25	255	158	413	27	1
京 都 市	1	1												1		1	1	
大 阪 市	2	1		1	5	5								2		2		
堺 市	7	6		1	8	8								11	6	17	1	
豊 中 市																		
吹 田 市					1	1								1		1	1	
高 槻 市	4	2		2	6	4		2						2	4	6	1	
枚 方 市	3	3			3	3								2	3	5		
八 尾 市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
神 戸 市	2	2			9	9								7	4	11	1	
姫 路 市	8	7		1	11	9		2						11	11	22		
尼 崎 市	4	2		2	8	6		2					3	5	1	6		
明 石 市	1	1			8	8							1	4	7	11	1	
西 宮 市	1	1												4	1	5		
奈 良 市														3		3		
和 歌 山 市	6	6			9	9								4	3	7		
岡 山 市	4	4			7	7							1	11	12	23	2	
倉 敷 市	16	12		4	32	28		4					2	20	28	48	1	
広 島 市	3	3			5	5								2	4	6		
呉 市	1	1			4	4								4	4	8		
福 山 市	6	6			5	5								5	3	8	2	
下 関 市	2	2			6	6								8	7	15		
徳 島 市	4	4			12	12								7	6	13	1	
高 松 市	2	2			2	2								7		7		
松 山 市	3	3			6	6								12	4	16		
北九州市	3	3			17	17								12	6	18		
大 分 市	13	13			14	14								10	11	21		
政令市計	96	85		11	178	168		10					7	155	125	280	12	
合 計	268	231		37	433	406		27					32	410	283	693	39	1

表14 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

			施設区分(*1)	釜房ダム貯水池	八郎湖			霞ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				中海			宍道湖		児島湖			総数
				宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	松江市	島根県	松江市	岡山県	岡山市	倉敷市		
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出	(1)		2			33		54	3		3			9	1		91	12			2		1	24			30		265	
			(2)							1									3											1	5	
			(3)																					12		1						13
		第7条届出	(1)	1				31		23	2	1	1			1	1		124	3			3		1	9			9		210	
			(2)					2											7							1					10	
			(3)																						4		1		1		6	
		第8条計画変更命令等	(第5条関係)	(1)																												
				(2)																												
				(3)																												
			(第7条関係)	(1)																												
				(2)																												
				(3)																												
			計	(1)																												
				(2)																												
				(3)																												
		第6条届出	(1)																1												1	
			(2)																													
			(3)																						1							
		第10条届出	氏名等変更	(1)	2	2			29		11	24	2	3	3		18	4		100	2			2			4	1	1	17		225
				(2)					11			6		2	2		7			6							1			6	1	42
				(3)																					6							
			使用廃止	(1)		3			9		63	8		8			9	1		100	12			2			16	1	30		262	
				(2)							1						2			2				1					1	2	9	
				(3)																					2							2
		第11条届出	(1)		1			2			2		1			1			4									1		12		
			(2)					2			1								1							1				5		
			(3)																													
		湖沼法	第8条(計画変更命令等)																													
			第10条(改善命令等)																													
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																														
		第16条届出																														
		第17条第1項届出																														
		第17条第2項届出	氏名等変更																													
			使用廃止																													
		第18条届出																														
第20条(改善命令等)	第1項																															
	第2項																															
立入検査数			昼間立入件数		1	12					4	56	17	29	3		28	31					15	7		32			58	293		
			夜間立入件数																													
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導(*2)	件数	文書		5			27			5	1	4			8	6		25				3	2		8		2	2	98		
			口頭					35			19			1			2		6							7				70		
		内容	処理施設の改善		4			9			3	1				8	3		3				3			8		1	2	45		
			排水の一時停止																													
	湖沼法第24条による指導	文書			1			53			21		4	1			5		28					2		12		1		128		
口頭																																

(注) *1：施設区分（(1)：湖沼特定施設（(2)（3）を除く）、(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設）
 *2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成30年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数				
(1) 全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	262, 233	261, 251	258, 250	256, 665
ア 全特定事業場数	261, 765	260, 815	257, 806	256, 209
① 50m ³ /日以上	31, 195	30, 749	30, 551	30, 018
うち有害物質使用特定事業場	3, 701 (2)	3, 717 (2)	3, 642 (2)	3, 472 (2)
② 50m ³ /日未満	226, 631	226, 259	223, 444	222, 316
うち有害物質使用特定事業場	10, 636 (1)	10, 570 (4)	10, 503 (3)	10, 193 (3)
③第5条第3項	3, 939	3, 807	3, 811	3, 875
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3, 837	3, 901	3, 873	3, 962
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	468	436	444	456
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (65, 288) 2. 自動式車両洗浄施設 (31, 913) 3. 畜産農業 (26, 106)	1. 旅館業 (65, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176) 3. 畜産農業 (25, 712)	1. 旅館業 (64, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 269) 3. 畜産農業 (25, 166)	1. 旅館業 (64, 643) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 479) 3. 畜産農業 (24, 745)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）				
①改善命令	16件	18件	4件	14件
②一時停止命令	1件	0件	1件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の３）	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	36, 323件	34, 696件	28, 405件	26, 532件
（昼間立入）	(35, 933件)	(34, 177件)	(27, 967件)	(26, 096件)
（夜間立入）	(390件)	(519件)	(438件)	(436件)
6 行政指導	8, 656件	8, 456件	6, 683件	5, 968件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件
9 罰則の適用				
①排水基準違反（法第31条）	8事業場	1事業場	3事業場	2事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
（水質総量規制関連を含む）				

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。